

佐賀県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定により、その通知の内容を大町町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成二十四年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	氏名	住所
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	角田 龍三郎	杵島郡大町町大字大町一 一九
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	角田 辰一	杵島郡大町町大字大町一 一七
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	堤 與市	杵島郡大町町大字大町又 一三一
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	角田 亀吉	杵島郡大町町大字大町一 三六
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	高田 吉太郎	杵島郡大町町大字大町一 二一
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	井上 定吉	杵島郡大町町大字大町一 三四
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	藤瀬 文市	杵島郡大町町大字大町一 二八

杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	堤 幸次郎	杵島郡大町町大字大町二 六八一
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	角田 吉三郎	杵島郡大町町大字大町又 一一六
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	鳥屋 勘十	杵島郡大町町大字大町一 〇四二
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	武富 治平	杵島郡江北町大字上小田 一四〇〇
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	堤 福一	杵島郡大町町大字大町二 六八七
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	堤 岩男	杵島郡大町町大字大町二 六八一
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	角田 光右工門	杵島郡大町町大字大町二 八四九
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	山崎 壽作	杵島郡大町町大字大町二 六四五
杵島郡大町町大字大町字弁 天籠三三八六、三三九三	角田 保一	杵島郡大町町大字大町二 六四三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び大町町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。〕